

# 公立大学法人福島県立医科大学臨床研究審査委員会の委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者の教育又は研修に関する手順書

(平成30年3月20日 理事長制定)

## 1 目的

本手順書は、公立大学法人福島県立医科大学臨床研究審査委員会規程（以下「規程」という。）第15条第2項に基づき、公立大学法人福島県立医科大学臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）が審査意見業務を行うにあたって、各種規定を遵守し、かつ適切に行われるよう、倫理的・科学的観点から審査に必要な知識及び技術を委員会の委員、技術専門員及び運営に関する事務を行う者に習得させることを目的として、その運用及び取扱いについて定めるものである。

## 2 対象

委員会の審査に携わる委員、技術専門員及びその事務に従事する者を対象とする。

## 3 必要な教育・研修

(1) 委員会の審査に携わる委員及びその事務に従事する者は、次の教育・研修を受講するものとする。ただし、本学に所属しない委員については、同等の研修を学外で受講したことを福島県立医科大学理事長（以下「理事長」という。）が認めた場合、その記録の提出をもって受講に代えることができる。

- ① 新任研修 実施時期：新任時1回
- ② 継続研修 実施時期：年度中に1回以上

(2) 技術専門員は、委員会に意見を述べる年度を含む過去2年度内に、理事長が指定する講習会又はセミナー及びe-ラーニングを受講するものとする。ただし、同等の研修を学外で受講したことを理事長が認めた場合、その記録の提出をもって受講に代えることができる。

## 4 受講記録

- (1) 委員会の審査に携わる委員、技術専門員及びその事務に従事する者の教育・研修の受講状況に関する記録は、委員会の審査事務に従事する者が作成する。
- (2) 受講状況の記録、学内で開催した教育・研修に関する開催記録及び受講者リストは、医療研究推進課内の保管庫に保管する。また、管理は、公立大学法人福島県立医科大学文書管理規程（平成18年4月1日規程第24号）の定めるところによる。
- (3) 委員及び技術専門員から、学外で開催された研修の記録が提出された場合、その記録は（2）と同様に保管する。

附 則

この手順書は、平成30年3月20日から施行する。